

令和7年（2025年）3月（第5回）教育委員会会議

1 開催日時

令和7年3月24日（月）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・議案第5号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正の件について
 - ・議案第6号 宇部市教育委員会職員職名規程に関する規程の改正の件について
 - ・議案第7号 宇部市教育委員会文書取扱規程に関する規程の改正の件について
- その他の事項
- ・「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」地域説明会の開催報告について

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則
改正概要

物価高騰等による給食食材費の値上げにより給食食材費の１食単価を見直すが、児童・生徒の給食費は据え置き、教職員等のみ給食費の値上げを行うため本規則を改正するもの

【参考】小学校・中学校の１食単価値上げの内訳

≪1食あたり単価≫			
小学校			
	R5価格	上昇率	改定案
主食	61.00 円	113.82 %	69.43 円
牛乳	61.19 円	110.11 %	67.38 円
副食	157.81 円	103.61 %	163.51 円
1 食あたり単価	280.00 円		300.32 円
		改定後	300 円
		改定前	280 円
		増加額	20 円
中学校			
	R5価格	上昇率	改定案
主食	65.68 円	115.19 %	75.66 円
牛乳	61.19 円	110.11 %	67.38 円
副食	183.13 円	103.61 %	189.74 円
1 食あたり単価	310.00 円		332.78 円
		改定後	330 円
		改定前	310 円
		増加額	20 円

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(令和二年条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食費の額)

第三条 条例第四条の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 小学校の児童 一食二百五十円
- 二 中学校の生徒 一食二百八十円
- 三 第一号の児童と同様の学校給食を受ける教職員等 一食三百円
- 四 第二号の生徒と同様の学校給食を受ける教職員等 一食三百三十円

(学校給食費の納付)

第四条 学校給食費負担者は、学校給食を受ける年度の五月から翌年三月までの各月(以下「納付月」という。)において、学校給食費を納付するものとする。

2 納付月において納付すべき学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 五月から翌年二月まで 前条各号に規定する学校給食費の額に当該年度の学校給食の実施予定日数を乗じて得た額(次号において「年間予定額」という。)を十一で除して得た額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げた額)
- 二 三月 年間予定額から前号に掲げる各月の同号に定める額を合算した額を減じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長は、一の年度において学校給食を実施した日数が当該年度における実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うものとする。

(学校給食費の納付期限)

第五条 条例第六条の市規則で定める日(以下「納付期限」という。)は、納付月の末日(十二月にあつては二十五日)とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納付期限が休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって納付期限とする。

(督促)

第六条 条例第七条の規定による督促は、納付期限後二十日以内に行うものとする。

(学校給食費の減免)

第七条 条例第九条第二項の規定による申請は、学校給食費減免申請書(様式第一号)により行うものとする。

2 条例第九条第三項の規定による通知は、学校給食費減免決定通知書(様式第二号)又は学校給食費減免不承認決定通知書(様式第三号)により行うものとする。

(還付及び充当)

第八条 市長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、当該還付を受けるべき学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金を当該学校給食費に充当することができる。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式 省略

宇部市教育委員会職員職名規程

旧		新	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
職員の種 類	職名	職員の種 類	職名
事務職員	事務職員、教諭、学芸員	事務職員	事務職員、教諭、学芸員
技術職員	技術職員、庶務員、給食調理員、 栄養士	技術職員	技術職員、学校支援員、給食調理員、 栄養士
備考 本表の上欄に掲げる事務職員又は技術職員の職名については、当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員以外の職を命ぜられない者については、別に辞令を発することなく当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員の職を命ぜられたものとする。		備考 本表の上欄に掲げる事務職員又は技術職員の職名については、当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員以外の職を命ぜられない者については、別に辞令を発することなく当該下欄に掲げる事務職員又は技術職員の職を命ぜられたものとする。	

宇部市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規則

(宇部市教育委員会職員職名規程の一部改正)

第一条 宇部市教育委員会職員職名規程（平成三年教育委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「庶務員」を「学校支援員」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画地域説明会報告

学校区	日 程	対象者	人数	説明会で出された主な意見や要望等
鵜ノ島	令和6年12月18日	小中学生・未就学児の保護者	17	・遠距離通学となる児童の通学支援や安全対策をお願いしたい。
	令和6年12月23日	地域住民	28	・桃山中に近く、現在新川小を選択し桃山中に進学している子ども達への配慮はないのか。
藤山	令和6年12月19日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	25	・地域に学校が無くなれば、地域の衰退を招くのではないのか。
神原	令和7年1月9日	小中学生・未就学児の保護者	5	・新たな中学校へ区域変更する際に兄弟姉妹がいる場合は配慮してもらえるのか。
	令和7年1月16日	地域住民	17	・施設一体型小中一貫校の設置場所はどこになるのか。
琴芝	令和7年1月15日	小中学生・未就学児の保護者	17	・通学路の安全対策を最優先に考えて欲しい。
	令和7年1月17日	地域住民	28	・計画通り進めて欲しい。
見初	令和7年1月20日	小中学生・未就学児の保護者	5	・恩田小に区域変更になる自治会の、地域コミュニティは変更なしとのことだが、現状、その自治会は常盤通学区域で恩田地区のコミュニティとの関りが強く、琴芝地区の行事等には参加しにくい現状がある。
	令和7年1月22日	地域住民	16	
恩田	令和7年1月24日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	21	・通学区域と地区が違えば、その地区の行事にも参加出来ないなど不便さも生じてくるため通学区域だけでなく、地区のあり方も合わせた形で考える必要がある。
岬	令和7年1月27日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	17	・来年度、岬小の新1年生は10人で今後も新入生は減少していくことが考えられるが、子どもたちのために、中長期的にはどう考えているのか。
常盤	令和7年1月29日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	55	・自転車通学の場合、危険個所も多く、安全に通学できるよう整備して欲しい。 ・スクールバスの整備、公共交通機関利用費用の負担、電動アシスト付自転車購入助成などを要望。 ・則貞・亀浦地区住民の総意として、恩田小校区に入りたいということで地域別協議会でまとまった場合は、恩田小校区に入るといった意見は排除しないということか。 ・学校選択制は認められないのか。
二俣瀬	令和7年1月31日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	20	・1 2 人未満に特認校利用者の数は含めないのか。
厚東	令和7年3月12日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	24	・学校の統廃合と地域づくりは一体のものとして考えて欲しい。
小野	令和7年2月14日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	15	・統合することになった場合の施設一体型小中一貫校の設置場所はどこになるのか。
万倉	令和7年2月10日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	12	・北部地域も5年後の推移を待つことなく、もっと早く取り組むべき。
吉部	令和7年2月12日	小中学生・未就学児の保護者及び地域住民	16	・北部地域の定期的な情報交換の場を設けて欲しい。

※13地区で17回開催 計338人の参加